

財関第1143号
平成19年8月31日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書(平成19年条約第9号)及び戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(平成19年条約第8号)の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成19年9月2日から(第2、第3及び第4については同年9月3日から)実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式C第5292号から税関様式C第5296号までをそれぞれ別紙4 - 1から別紙4 - 5までのように改める。

2. 税関様式C第5290-5号を別紙4 - 6のように定める。

第5 輸入申告書の添付書類の簡素合理化について(昭和57年3月25日蔵関第326号)の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るよう改める。

(了)